

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年11月14日付松監第85号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 佐保 克彦
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 小学校、中学校</p> <p>・工作物及び機器等の安全点検について</p> <p>工作物及び機器等の安全点検について、石碑等が設置してある場所の安全点検表が作成されていない状況が見受けられた。</p> <p>石碑等の安全確認は日常的に実施しているとのことであったが、安全点検表が作成されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、把握漏れのない安全点検表の作成を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">[味生第二小学校]</p>	<p>(4) 小学校、中学校</p> <p>・工作物及び機器等の安全点検について</p> <p>当該校は、石碑等の日常的な安全点検を実施しているものの、既存の安全点検表に石碑等も含まれていると認識していたことから、石碑等の安全点検表が未作成となっていました。</p> <p>そこで、当該校に対し、石碑等の点検表を作成するよう指導し、以降、点検表を用いて点検していることを確認しました。</p> <p>また、全教頭が集まる教頭会で、安全点検の状況について今一度確認し、安全管理を適切に行うよう周知徹底します。</p>
<p>むすび</p> <p>工作物及び機器等の安全点検について</p> <p>学校における事故防止については、令和3年5月25日付3施企第4号文部科学省からの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について(依頼)」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表に追加することとされている。しかしながら、石碑等が設置してある場所について、日常的に安全確認を実施しているものの、安全点検表が作成されていない状況が見受けられた。</p> <p>学校における事故防止のためにも、所管部署においては、安全点検の状況について今一度確認し、安全管理を適切に行うよう指導を徹底されたい。</p>	